

農業次世代人材投資資金【経営開始型】交付要件確認チェックリスト

住 所	
氏 名	男・女
生年月日	昭・平 年 月 日
連絡先	

給 付 要 件 (チェック内容・確認書類等)			該当 (いつから)	該当項目 に○記入
1. 年齢・経営意欲				
①	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満である	2の自営就農の5つの要件が全て満たされた時点の年齢	履歴書 免許証の写し	年 月
②	農業経営者になる強い意欲を有している	(面接等)	/	/
2. 独立・自営就農				
①	本人の名義で、農地の所有権又は利用権を有し、原則本人の所有と親族以外からの貸借が主	親族(三親等以内)からの貸借が耕作地の5割未満となっているか	利用権設定 賃貸借契約書等	年 月
②	本人の名義で、主要な農業機械・施設を所有又は借りている		契約書、 農機の購入日等	年 月
③	本人の名義で、生産物や生産資材等の出荷・取引している		生産資材購入日 生産物出荷日	年 月
④	本人の名義の通帳・帳簿で、農作物等の売上、経費支出などの経営収支を管理している		通帳、帳簿等	年 月
⑤	本人が農業経営の主権を有している			年 月
3. 経営の全部、一部継承【該当する場合】				
該当 する 場合	継承する農業経営に従事して5年以内に継承して農業経営を開始している(ただし法人を継承する場合は一戸一法人に限る) 継承する農地は原則生前贈与されていること			年 月
4. 青年等就農計画等				
①	農業経営開始後5年後までに生計が成り立つ計画である	(青年等就農計画等の内容による審査)		/
②	計画達成が実現可能と見込まれる	(青年等就農計画等の内容による審査)		/
5. 人・農地プランへの位置づけ				
	人・農地プランの中心となる経営体に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる	(地区名:)		/
6. 国の他の給付金の受給の有無				
	原則、生活費確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていない。			年 月
7. 経営開始時期				
	平成26年4月以降に農業経営を開始している			年 月
8. 夫婦で農業経営を開始【該当する場合】 ※夫婦で次の要件を満たす場合は、夫婦合わせて225万円が支給				
①	家族経営協定を締結し、夫婦が共同経営者であると規定されている	(申請時に既に締結されていること)	家族経営協定書等	年 月
②	主要な経営資産を夫婦で共有している	農地、農業機械、設備などの経営資産が夫婦共有名義であるか		年 月
③	夫婦共に、人・農地プランの中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる			/
9. 複数の新規就農者が農業法人を設立、共同経営【該当する場合】 ※次の要件を満たす場合は、それぞれ150万円を支給				
	農業法人とその新規就農者がそれぞれ人・農地プランに位置づけられる又は位置づけられることが確実と見込まれる	(経営開始後5年以上の農業者と法人を設立する場合は対象外)		/
10. 前年の総所得の制限 ※就農1年目の場合はこの要件は該当しません				
	経営開始後の前年の総所得が350万円未満である	総所得には農業所得以外の農外所得(不動産、利子、雑所得など)を含む		/
※【注意】次に該当する場合は給付の停止・返還になります				
停止	(ア) 上記(1～10)の給付要件を満たさなくなった場合 (イ) 農業経営を中止・休止した場合 (ウ) 就農状況の報告を行わなかった場合 (エ) 就農状況の確認により適切な農業経営を行っていないと判断した場合			
返還	・虚偽の申請等を行った場合は給付金の全額を返還 ・病気や災害等やむを得ない事情以外で、給付停止要件に該当した時点が、既に給付した給付金の対象期間中である場合には、残りの対象期間分の給付金を返還			